

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について

こども・家庭課児童相談・養育支援室

1 改正の理由及び内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに里親支援センターに関する基準を定めるほか、所要の改正を行う。

【主な改正の内容】

里親支援センターの新設

対象者	里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者
目的	里親支援事業を行うほか、対象者について相談その他の援助を行うこと
条例に定める指定基準	職員等の基準 【里親支援センターに置くべき職員】 <ul style="list-style-type: none">・里親制度等普及促進担当者・里親等支援員・里親研修等担当者

2 施行期日

令和6年4月1日